

地方創生

提言

地方再生への「三本の矢」

～地方財源改革、創業環境改革、ライフスタイル改革～

2014年8月

NPO 日本シンクタンク・アカデミー

理事 玉田 樹

(株)ふるさと回帰総合政策研究所 代表取締役

要旨

1. 問題の本質と地方再生の視点

地方の再生が、およそ 20 年ぶりに国を挙げての課題となった。この本質は、毎年地方人口の 0.2~0.3%が大都市に流れていく状態が続いており、このほとんどは、大学進学によるものであることである。地方の 17 歳人口の 27%が自県以外の大学に進学し、卒業後もそのまま大都市に残留するのは 20%に達することが続いている。

この地方の若者が、わが国牽引の役割を担っていることはいうまでもない。しかし問題は、地方の経済を牽引し子を生み育てる再生産パワーが、常に 5 分の 4 に割り引かれ続けている現実がある。20 年たてば地方は確実に 0.8 掛けの状態になる。

とくに直近の 20 年は、これへの対応がほとんどなされてこなかったと言っていい。いま、人口の流出を止めるダム機能として地方の拠点都市整備の構想が上がり始めているが、これが有効に機能するか定かでない。1975 年に地方に 6 つあった人口 50 万人以上の都市は、いまでは 14 にも増えている。にもかかわらず、若者人口の漏えいはダムをすり抜けて今日まで続いている。

ここは一丁、防衛ではなく反転攻勢をかける時である。地方が抱える問題の本質である 2 割の若者の逸失を、真正面から受け止め、それをカバーする政策が必要である。そのため、地方の出生率をより向上させ、子どもを生む再生産年齢人口をまともに増やし、結果として 2 割の減少をカバーする出生数をもたらす政策が必要となる。

2. 地方再生への3つの提案

地方の出生数の増加を図るために、「地方財源改革」、「創業環境改革」、「ライフスタイル改革」の 3 つを提言する。

提言1. 地方財源改革 ; 復元力のバネとして地方交付税の再設計

~出生数向上の競争社会づくり

地方は、地方税が 2 割もディスカウントされ続けることを自らカバーする術をもっていない。地方交付税の基準財政需要額は、人口の減った「現在を評価」し地方の縮小を是認している。これでは地方は成り立たない。

そこで、地方交付税に“財源復元機能”をもたせる改革を行い、出生数を向上させることを提案する。具体的には 2 つある。

ひとつは、地方交付税に「出生率を評価」する機能をもたせることである。地方の合計特殊出生率（以下、出生率）の平均は 1.47 で、地方の現在 51 万人の出生数を 2 割上げるとすると、平均出生率を 1.76 まで上げる必要がある。

これを可能にするひとつの方策は、地方交付税に「出生率の評価」基準を持ち込み地方にチャレンジする機会を与えることである。これを行えば、より多くの地方交付税の交付を受けるために、政府による出生率向上策を乗り越えて、

地方が独自にそれぞれ出生率の向上のために子育て助成や学費無償化などの工夫をし、出生率をめぐる競争環境が生まれることが期待される。

いまひとつは、地方交付税に「逸失した子ども数の評価」を評価基準として持ち込むことである。誤解を恐れずに言えば、子どもたちが大学進学で大都市に出て行くことはやむを得ない。必要なことは、これによって減額された地方税と地方交付税をこの評価によって補てんし、この財源を使って地方が裁量をもって逸失した子ども数を回復する試みができるようにすることである。

とくに、地方の再生産年齢人口の人口に占める比率は、1990年には12.9%、2000年には12.6%あったものが、2012年では11.0%と特にこの10年あまりで激減してしまった。長男・長女社会のもとで女子の4年制大学の進学率が1990年頃から急速に高まったため、地方の再生産力はボロボロになってしまったのだろう。もはや、地方は出生率の向上のみでは、成り立たない。

したがって、地方の再生産年齢人口を増やすことが、いまや急務である。「逸失した子ども数の評価」がなされれば、より多くの子どもを逸失した地方はより多くの財源を得て、それを域内女性の流出防止、さらには域外からの“呼び込み”の施策に活用して復元を図ることだろう。

提言2. 創業環境改革；再生産人口を呼び込むための起業誘致条例の設計

～地方での女性の起業家づくり

政府は開業率10%を目標として、さまざまな起業支援策を実施している。しかし、地方にとって十分とはいえない側面が多い。

そこで、地方の再生産年齢人口の流出防止、さらには“呼び込み”に向けて、創業環境の改革を行うことを提案する。具体的には、地方それぞれが独自の裁量で行える恒常的な「起業誘致条例」を制度化すべきである。

リーマンショック1年後の2009年に、提案者が主宰する研究所が全国10万人にアンケートを行ったところ、男女年齢を問わず30%もの人が「田舎に行きたくて働きたい」と答えた。“都会での雇用よりも田舎での生業づくり”の自立志向が増えている。この動きを具体的に支援して分かったことは、とくに6次産業分野では地方において起業者の4割近くが女性であり、起業に対する熱意と迫力は男性陣を圧倒するものがあるということである。

このような地方における6次産業を中心とした起業に対する盛り上がりを抑え、地方はそれぞれ「起業誘致条例」の制定を進め、恒常的支援策を用意すべきである。そのため、政府は企業誘致条例に対する企業立地促進法と同様な支援を行うべきである。また、地方の特産品の販売支援において、起業者の商品も対象に加えてテストマーケティングを行い商品開発の支援をすべきである。さらに付け加えるなら、起業者には数年間課税補足外の扱いをして、アンダーグラウンド経済が地域経済の活性化を生む下地をつくる覚悟で臨んでほしい。

また、規制強化や規制緩和を行って、起業の参入障壁を下げることも必要だ。農業組織の維持は地方で農産品流通業の起業を生まれにくくしている。同様に宅建業の仲介料率の一律規定は地方の空き家の市場化に不動産業が参加しにく

くしている面がある。このような独禁法適用除外が地方での起業にとって大きな参入障壁となっており、その解除を急ぐべきである。一方、マイクロな起業にとってさまざまな設備に関する標準的な規制は事業推進にとって重荷になる。この見直しも進めてほしい。

これによって多くの起業家が生まれ、その4割は女性が占め、女性の雇用も生まれる。女性の活用は、何も管理職に限らない。社長でもいいのである。

提案3. ライフスタイル改革 ；「兼業」と「二地域居住」のライフスタイル改革 ～地方移住の新たな仕組みづくり

しかし、落下傘のようにいきなり地域に移住し、すぐに起業することは至難の業のようである。起業するには地元の協力を必要とするからで、このためには移住して数年はかかるとみられる。この起業の“発起”と実際の“起業”との間のアイドルタイムを埋めるものとして、大都市に住みながら、時間がある時に田舎住まいをする「二地域居住」というライフスタイル改革を行うことを提案する。

今般、経済産業省は、会社員が職に就いたまま起業を準備できるよう「兼業・副業」のガイドラインを年内にも作る。この仕組みと連動して二地域居住を推進し、田舎での起業の準備を後押しするのである。

10万人アンケートでは、今後、移住・定住したい人が6%、二地域居住したい人が13%存在することがわかっている。こうした人々の潜在意欲に火をつけ兼業という機会を捉えて二地域居住を推進し、結果として田舎での起業家を継続と生むことを通して、地方が失い続けてきた2割にも上る再生力を復活させるのである。

そのため、これまでのような“悠々自適”な田舎暮らしでなく、“田舎で働く”風景をもった二地域居住のライフスタイルの風土づくりを政府が率先して進めるべきである。企業や大学への働きかけも必要だ。さらに実践者や地域にインセンティブを与えるため、「第2住民票」の導入を検討すべきだ。実践者の交通費割引や家賃補助の証明に使うとともに、将来、これによって住民税が案分されることを期待する。

二地域居住を受入れるための、空き家の市場化は急務である。地方の健全な1戸建て空き家は120万戸あるが、市場に出てくるのは数%にすぎない。不動産業界などと協力しながら、空き家管理の仕組み、安心して賃貸に出せる空き家を増やすための中間管理機構などの整備を早急を実施すべきである。

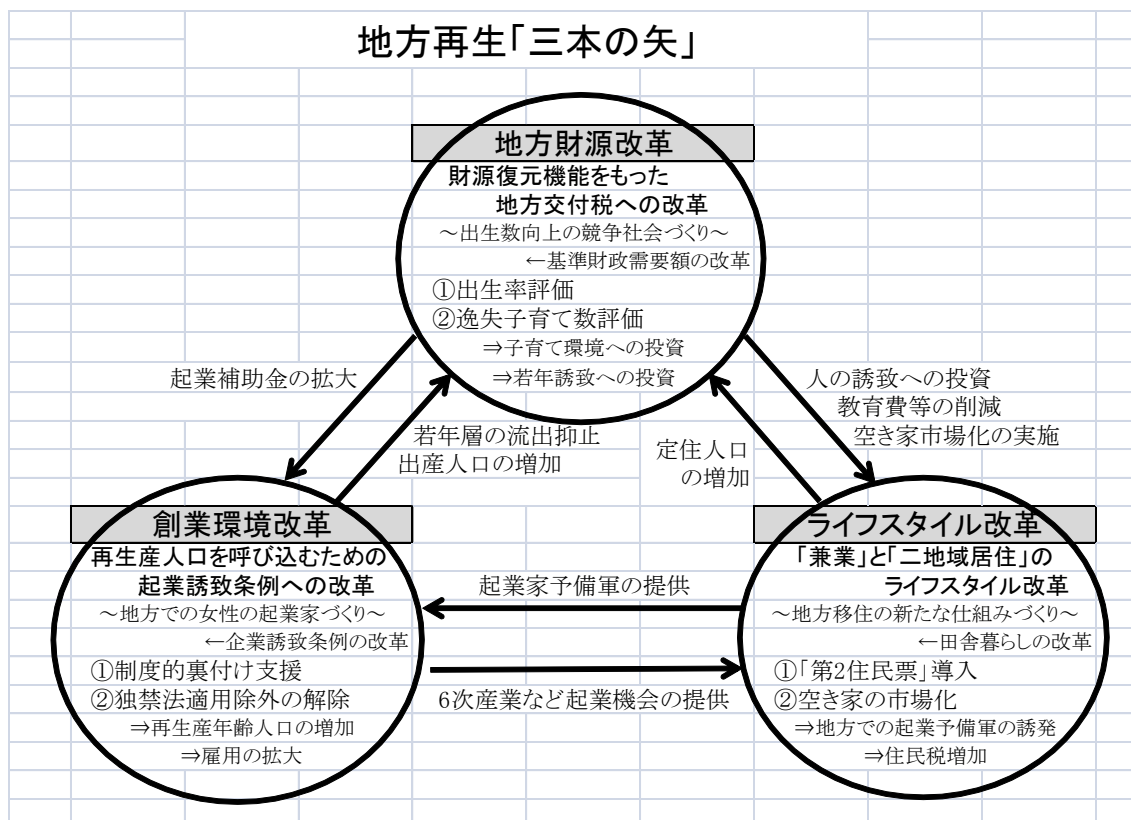
3. 地方再生「三本の矢」の実現に向けて

二地域居住者がいずれ定住者になることが期待される。だが、問題は、子どもが成長して上の学校に行き始める頃になると、親は学資を稼ぐために都会に戻ってしまうケースが多い現実がある。

そのため、提案1「復元力のバネとして地方交付税の再設計」によって、地方が独自に学費の無償化など子育ての政策が打てる体制をもつことが必要であ

る。また、農業だけでは稼げないため、提案2「再生産人口を呼び込むための起業誘致条例の設計」によって、より付加価値の高い6次産業の起業に定住者を誘導することが必要となる。

だから、3つの提案は三位一体であって、「地方再生・三本の矢」となってはじめて地方再生に力強いパワーが生まれる。



安倍首相がメキシコのアステカ遺跡で願ったように、地方再生は、本提案にかぎらず、総力戦で臨まなければならない。平時ではなく非常時の鉄則、「出来ない理由探しをするな、どうすれば出来るかを考えよ」「逐次投入はやめよ」という姿勢で臨んでほしいと思う次第である。

本論

目次

1. 地方再生にかかわる問題の本質・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - 1) 問題の発端
 - 2) 2割の若者がいなくなり続ける地方
 - 3) 地方の現実からの出発
2. 地方再生への視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 1) 20年間放棄された地方政策
 - 2) 防波堤の拠点都市整備は役に立つのか
 - 3) 反転攻勢の出生数向上作戦
 - 4) 出生数向上に独自の工夫ができる競争環境づくり
- 提案1. 地方財源改革 ；復元力のバネとして地方交付税の再設計・・・・・・・・9
～出生数向上の競争社会づくり
 - 1) 提案の背景；ボロボロになった地方の再生産力
 - 2) 財源復元機能をもった地方交付税への改革
 - (1) 「現在を評価」している基準財政需要額の改革
 - (2) 出生率向上チャレンジ評価による“出生率”向上の競争環境づくり
 - (3) 逸失した子育て数の評価による“出生数”向上の競争環境づくり
 - 3) 地方間の新しい競争環境を出現させる
- 提案2. 創業環境改革 ；再生産人口を呼び込むための起業誘致条例の設計・・・12
～地方での女性起業家づくり
 - 1) 提案の背景；田舎での生業づくりニーズの発生
 - 2) 起業誘致条例の制定
 - (1) 企業誘致条例の起業家向けへの改革
 - (2) 企業立地促進法に準ずる制度的裏付け支援
 - (3) 独禁法適用除外解除などによる事業環境創造
 - 3) 女性の登用は「社長」でもいい
- 提案3. ライフスタイル改革 ；「兼業」と「二地域居住」のライフスタイル改革・15
～地方移住の新たな仕組みづくり
 - 1) 提案の背景；起業の準備期間を埋める方策としての「二地域居住」
 - 2) 「兼業」と「二地域居住・移住促進」の総合政策の展開
 - (1) 兼業と二地域居住ライフスタイルへの改革
 - (2) 社会的風土づくりと「第2住民票」の導入
 - (3) 空き家の市場化と担当部署の設置
 - 3) ようやく二地域居住社会が始まる
3. 地方の再生産力の再生に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - 1) 地方再生「三本の矢」
 - 2) 総力戦に向けて

1. 地方再生にかかわる問題の本質

1) 問題の発端

中央公論 2013 年 12 月号に「壊死する地方都市」が掲載されて以来、世の中が俄然騒がしくなった。2040 年に多くの地方都市が消滅するという。これを発表した人口問題研究会がその後、具体的な市町村名を挙げて消滅の危機度を展開したものだから、地方に行くたびに「私のところも名前が挙がりました」と首長や役場職員は名指しされたことに驚きを隠さない。

さらに、全国知事会が、驚いたことに、緊急事態宣言を出した。政府もこれを受け、地方再生に力を入れると言う。非常に結構なことになってきた。

2) 2 割の若者がいなくなり続ける地方

しかし、考えてもみてはくれまいか。こんなことは、昔から分かりきったことであつたのではないか。問題は、地方に活力をもたらすべき若者が毎年 2 割ずついなくなり続け、それに対する措置がまともになされていないことである。

地方人口は、毎年 0.2~0.3%が大都市に流れていく状態が続いている。このほとんどは、大学進学によるものである。地方の 17 歳人口の 27%が自県以外の大学に進学し、卒業後もそのまま大都市に残留するのは 20%に達する¹。この地方の若者が、わが国牽引の役割を担っていることはいうまでもない。

しかし問題は、地方の経済を牽引し子を生み育てる再生産パワーが、常に 5 分の 4 にディスカウントされ続けている現実がある。地方の 20~39 歳女性の再生産年齢人口は、20 年たてば確実に 0.8 掛けの状態になる。事実、1990 年に比較した 2012 年の地方の再生産年齢人口は 83%に縮小してしまった。高度経済成長が終焉した 1975 年の状況から 20 年のサイクルを 2 回経過したために、現在、地方は $0.8 \times 0.8 = 0.64$ の活力や再生産力に縮小してしまっているのである。

	大都市圏	地方圏	全国
人口の増減(%)	107.1	97.3	101.9
20~39歳女性の増減(%)	97.6	82.9	90.2

出所) 国勢調査、住民基本台帳より

人口問題研究会が指摘する通り、こんなことは説明するまでもなく、同じ地方を何年かぶりに訪ねてみれば、一目瞭然なことである。

あと 20 年もすれば、さらに 0.8 掛けで確実に地方は $0.64 \times 0.8 = 0.51$ の活力にさらに減衰する。これは判りきったことである。総力のエネルギーを、確実に招来するであろう将来の地方の姿を打ち消すものとして使いたいものである。

3) 地方の現実からの出発

筆者は、2 割の若者がいなくなることをカバーするために、7 年前に会社を立上げ、都会の人たちの“ふるさと回帰”を喚起しその支援を行ってきた。地方にもずいぶん行った。そこから感ずることは、20 年前と比べて田舎の“風景”があまりに変わり果ててしまったことだ。駅前スーパーは撤退し、誘致した工場さえいなくなる。耕作放棄地は急激に増加し続けている。これらは、いずれもこの直近 20 年の間に起こったことだ。昔のように、少しはやりようがあった時代ではなくなっている。活力を生む

手段がポロポロと手からこぼれ落ちていく。

かつての0.8掛けの状態では、地方はまだやりようがあったのだろう。しかしそれから20年が経過し、0.64の水準に落ち込んでしまえば、地方の気力が萎えてしまうのもやむを得ないかなである。

以下は、筆者がこれまで地方の再生に取り組んできて、思うことを提言としてまとめたものである。

2. 地方再生への視点

1) 20年間放棄された地方政策

地方再生は、2割の逸失しつづける若者、とりわけ“人口の再生産力の向上”に焦点を絞る必要がある。20～39歳の地域経済牽引者、子どもを生み育てる年代を増やすことが最も重要となる視点である。

かつては、大都市への過度な集中を防ぐため、数次にわたる全国総合開発計画や産業拠点整備計画などで国土の均衡ある発展の姿が求められた。しかし、2000年初頭の工場3法の撤廃によって大都市への工場立地の解禁以降、全国総合開発計画も腰砕けになって、筆者が知る限り地方政策はまじめに行われなかったといつてよい。

2007年に三位一体の改革により国と地方との間で税財源の第一段階の垂直調整がなされたものの、議論があることを承知であえていえば、地方が“よくなるため”の政策はおよそ20年間放棄されてきた。

2) 防波堤の拠点都市整備は役に立つのか

今般、地方に再び光が当たることは非常に結構なことである。現在、人口問題研究会が提唱する「防衛・反転線」構想にしたがい、地方の中核都市の拠点整備などの構想が各省庁からあがり始めている。地方の拠点都市をダムのように人口流出を防ぐ防衛線にしようとするものである。これは地方対策として重要なことではあるが、倉庫から古い政策を持ちだしてくる印象がぬぐえない。曰く“都市機能の分散”である。

20世紀にはずいぶんと地方の中心拠点整備が行われ、それなりの効用があった。地方圏のみで1975年に人口50万人以上の都市は6つであったが、今日では合併があったにせよ14に増えている。また、地方にはずいぶんと大学が出来た。このような拠点都市の形成が全国であったにもかかわらず、滲みだすがごとく地方の人口流出は止まっていない。果たして今日、“都市機能の分散”が地方の問題を真に解決することに役立つのか筆者には判断できない。

拠点都市を整備して周辺の田舎から通ってもらう、そうすれば人口の域外流出がなくなる。できれば山から下りてきてもらう。コンパクト・シティへの道程である。しかし、黒沢明監督の「七人の侍」で、“川向う”は野盗から守りきれないでの撤退を指示するものの、「ウニャ、わしは行かん」と言う老人の姿が目こびりついて離れない。

3) 反転攻勢の出生数向上作戦

とはいうものの、防衛できない“川向う”で生き延びられるこれといった妙手があるわけではない。0.64の水準を維持するための防波堤たる拠点都市の整備とそれを囲

い込む圏域の設定は、ないよりもましである。しかし、防波堤をすり抜けて滲みだすがごとく圏域の子どもたちは東京の大学に行き続け、0.8掛けが進行していくことになるだろう。

だから、この状態を突破するためには、ここは一丁、防衛ではなく、反転攻勢をかけ、地方優位な“出生率”そのものをさらに向上させ、加えて大都市から地方への“人の誘致”そのものを真面目にやるしか手がないように思える。0.64の水準を維持するばかりでなく、これを0.7や0.8の水準に引き上げる地方の再生をめざす。撤退対象にならない“川向う”を増やすのである。原点に帰って、2割の若者が流失し続けた結果を補てんし復元させ、人口の再生産力を高めて「出生数」そのものの拡大にチャレンジすることしか地方が再生できる道はないように思える。

4) 出生数向上に独自の工夫ができる競争環境づくり

地方の出生数向上の実現のため、政府がやるべきことでいま最も必要なことは、地方それぞれが出生数を増やすための独自の工夫ができる、地方間の競争環境づくりである。

かつて、地方振興が政策の大きな柱であった時代は、地方拠点整備、ネットワークづくり、モデル事業など地方政策は百花繚乱であった。しかし、いずれもが、国が主導する機能分散にかかわるものであった。

いま必要なことは、20世紀型の地方再生政策のパラダイムを捨て、困難ではあるが国は“財源”や“創業”、“ライフスタイル”といった制度、仕組み、風土などにかかわる地方再生の政策に取組み、地方が独自に出生数を増やす工夫ができる地方間の競争的環境をつくることに目を向けてほしいと考える。

提案するのは、「地方財源改革」「創業環境改革」「ライフスタイル改革」の3つである。これからはじまる地方再生は、いつか来た道を辿るのではなく、古い制度や仕組みの改革を通して、地方が独力で出生数向上ができる新しい地平が拓けるようにすることである。

提案1. 地方財源改革 ; 復元力のバネとして地方交付税の再設計 ～出生数向上の競争社会づくり

第1は、地方交付税を“出生率の高さ”ならびに“再生産人口の減少量”に応じて配分するよう再設計することを提案する。

1) 提案の背景 ; ボロボロになった地方の再生産力

2012年の合計特殊出生率（以下、出生率）の全国平均は1.41である。大都市圏は1.29であるのに対し、地方圏平均は1.47なので再生産年齢人口が大都市より少ないにもかかわらず、大都市と同じ程度に年間およそ51万人の出生数がある。

この地方の1.47の出生率が仮に0.1上昇すると、出生数はおよそ7%上昇し55万人の年間出生数になる。また、現状の地方

2012年		(千人)					(再生産年齢人口)	
		(年間出生数)		(定数)		(出生率)		
現状	大都市	524.1	=	0.050574	×	1.29	×	8,034
	地方	513.0	=	0.049942	×	1.47	×	6,988
(地方のシミュレーション)								
	出生率0.1上昇	547.9	=	0.049942	×	1.57	×	6,988
	出生数2割アップ時の出生率	615.6	=	0.049942	×	1.76	×	6,988

の再生産年齢人口のもとで出生数を2割増やして62万人とするためには、出生率を1.76まで引き上げなければならない状況にある。

地方の出生率を1.47から1.76に0.3高めることは可能だろうか。そこまで高められないとすると、再生産年齢人口を増やすしかない。ところが問題は、人口問題研究会が指摘しているように、とくに、地方の再生産年齢人口は、この10年あまりで激減してしまった。地方の総人口に占める女性の再生産年齢人口の比率は、1990年には12.9%、2000年には12.6%あったものが、2012年では11.0%に激減してしまった。おそらく、長男・長女社会のもとで女子の4年制大学の進学率が1990年頃から急速に高まったため、とくにこの10年間で地方の再生産力はボロボロになってしまったのだろう。もはや、地方は、出生率の向上のみでは成り立たなくなっている。

したがって、2割減をカバーするほどに地方の出生数を増やすためには、“出生率の向上”と“再生産年齢人口の増加”を同時に合わせ技でやらなければならない。しかし、地方は、独力でこれを行っていくすべをもっていない。そこで、地方交付税制度の再設計を行うのである。

2) 財源復元機能をもった地方交付税への改革

(1) 「現在を評価」している基準財政需要額の改革

国税の地方還元たる地方交付税は、地方財源の足りない分に対する“財源保障機能”と地方間の格差是正の“財源調整機能”の議論がこれまでであった。いずれもが、結果平等を図るものであった。

自立的な地方分権を達成するためには、財源保障に加え格差の是正は不可避である。しかし、単なる結果平等のみでは、地方の本質的な問題解決にはならない。一步進めて、地方の若者が毎年20%いなくなることによって生ずる「低下した活力を元に戻す」テコの機能、すなわち“財源復元機能”をもったものとして地方交付税の仕組みを再設計することを提案したい。

周知のように、地方交付税の配分は、自治体ごとの基準財政需要額の大きさを概要が決定される。基準財政需要額は、それぞれの行政分野ごとにその需要額が算定され積み上げられていく。例えば、教育分野であれば、現在の教職員数や生徒数、学級数、学校数、人口などが測定される仕組みになっている。人口減少し縮小した「現在」が評価されるがゆえに、より多くの地方交付税を受け取るために“ハコモノ”重視という批判が上がったのは昨日のことだったか。

これまでの地方交付税は、人口が減り低下した活力の状態そのままの“現在を評価”して財源が配分されている。しかしこれは、地方の縮小均衡を是認している。

むしろ、これまでの方式を変えて“回復力、復元力のバネ”、すなわち地方が縮小した現在を元に戻そうとすることにチャレンジしようとすることを評価した“財源復元機能”として地方交付税配分のあり方を位置付け直してみたい。誤解を恐れずに言えば、若者が出て行くことはやむをえない、むしろ多くの若者を輩出したほうが多くの地方交付税が配分される、ということである。そのためには、人口の再生産力を高め続けることが不可欠となり、それが機会平等の“財源復元機能”となる。

2つの評価基準を導入し、地方間での競争環境づくりを行うことを提案する。

(2) 出生率向上チャレンジ評価による“出生率”向上の競争環境づくり

地方の平均出生率は1.47で、最低の北海道1.26から最高の沖縄1.90まで幅広く分布している。しかし、筆者が相関をとって見たところ、現在の地方交付税の配分は出生率の高さとは無関係である。あたりまえと言えばその通りであるが、これでは、地方は何を目標に頑張ればいいのかが見えない。

これを変え、出生率の高さに応じて地方交付税を配分する。これが“現在の評価”に代わる「将来への取り組み＝出生率向上チャレンジ評価」であり、こうした仕組みを導入し、地方間で競って出生率向上競争が起こることを期待したい。

出生率の向上は、かねてより政府対策が練られてきたが、この出生率向上の方策について、いよいよ全国を挙げて取り組む時期が到来した。地方に知恵を出してもらうのである。地方交付税をこの工夫の施策のために使いたいのである。

出生率が高いので多くの地方交付税をもらえるところは、さらに出生率をあげるために、子育て費の助成や無償化、あるいは高校までの教育費を無料にする自治体がでてくるかもしれない。政府の教育支出があまりに低いため、家計の投資に頼っていた教育費を自治体が肩代わりするのである。多くの住民は安心して子どもが生まれるだろう。さらに、それを当て込んでくる移住者も増えることが期待される。

こうした制度変更に対して、地方交付税はヒモがついていないので、多くもらった地方交付税が別のところに使われてしまうという危惧を聞くが、これは本質を見誤っている。配分された地方交付税を他に使ってしまえば、出生率の向上が期待できなくなるので、地方交付税は少なくなるのである。

出生率向上のためには、政府による全国的な政策に加え、地方が独自に競争的に新しい施策を出すことを期待して地方交付税の再設計を行い、地方の再生につなげたい。

(3) 逸失した子育て数の評価による“出生数”向上の競争環境づくり

1990年代から始まった女性の大学進学率の高まりで、地方の人口再生産人口がガタ減りしたことは、すでに述べたとおりである。そして、東京に残った女子は、企業の管理職に登用されていく。

問題は、子女を送りだした地方である。筆者の試算によれば、納税者を一人育てるために地方は4,500万円の財政支出をしている。成長した子どもは生涯に2,300万円の地方税の納税をするが、これは期待値で実際は2割が地方から逸失するので、地方に残る納税者が一人当たりおよそ1,800万円の地方税を納める計算になる。また国税の還付にあたる地方交付税が納税者当たり生涯900万円相当地方の収入となる。結局、地方の子育て収支は納税者一人当たり1,800万円のマイナスとなっている²。

納税者として期待された子どもの2割の逸失が補てんされないことによって、地方はますますジリ貧になっていく。現在の地方交付税制度は、この地方の機会損失に対して有効な手立てを打っていない。

これを変え、17歳人口が地方から減少する大きさを「縮小する前の段階＝逸失した子育て数の評価」を組み込んだ地方交付税制度にすべきである。県外大学進学数が多ければ多いほど、国の発展への貢献が大きいことを評価するのである。

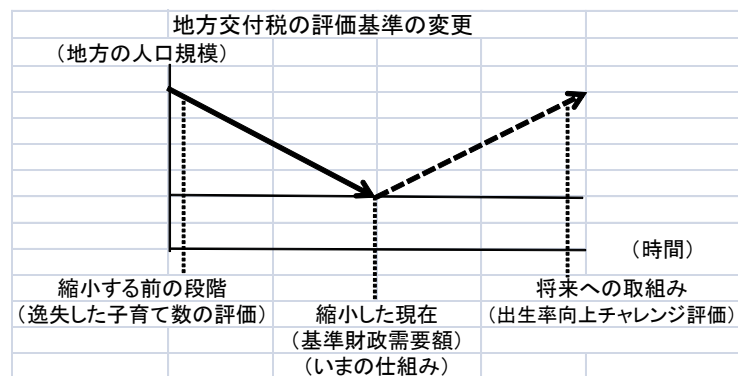
地方にとっては逸失した納税期待値が補てんされることによって、それを原資とした人口の呼び戻しの施策に使えることになる。例えば、Uターン条件付き奨学金の設置や、後述するように起業誘致条例による起業家の誘致補助など、人の誘致のために自治体独自の恒常的施策が打てることになる。

3) 地方間の新しい競争環境の出現させる

このように、地方交付税制度は、縮小した現在を評価する基準財政需要額のくびきから離れ、「出生率向上チャレンジ評価」、「逸失した子育て数の評価」というように、縮小した地方が元に戻るバネの機能へと進化させるタイミングである。

これによって、地方は競って出生率を高め、再生産年齢人口を増やし、地方の出生数が高まる工夫をするだろう。この機会を失すれば、地方はいよいよ再生産人口の減少に歯止めがかからず衰退は止まらないだろう。

このような新しい評価基準は、これまでの基準財政需要額の補正係数で処理することでは、その主旨が生きない。地方交付税総額の例えば2割や3割をこの新評価基準枠に設定し、配分する気構えで臨んで欲しい。5兆円をめぐる「出生率」と「逸失子育て数」競争が地方間で始まる。



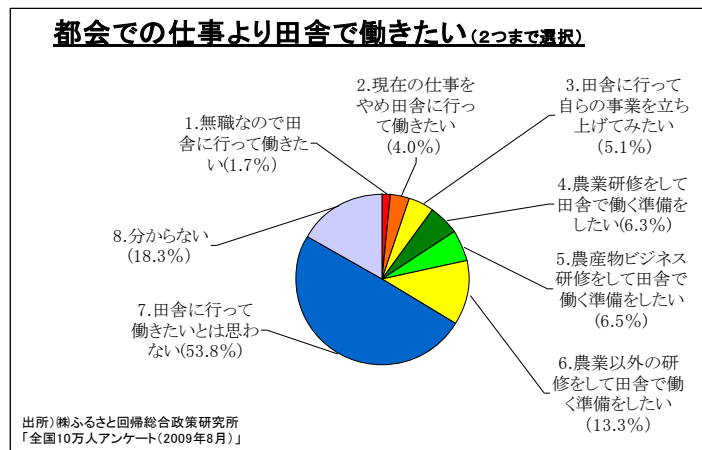
提案2. 創業環境改革 ; 再生産人口を呼び込むための起業誘致条例の設計 ～地方での女性起業家づくり

第2は、再生産年齢人口を呼び込むために、現在の企業誘致条例の改変、もしくは新規に「起業誘致条例」とでもいべきものを新たに設計し、起業家の誘致、とくに女性起業家の誘致の増加を図るべきことを提案する。

1) 提案の背景 ; 田舎での生業づくりニーズの発生

安倍内閣は女性の活用に力を入れている。女性の管理職登用も必要だが、しかし、地方は女性のパワーを“量的に増加”させなければ持続できない状況にある。地方中枢都市に女性の職場ができたとしても間に合わない。まさに消滅するとされたローカルな地方に女性の活力を誘導しなければならない。

その方法として、“田舎での起業家”を広く募ることがあげられる。筆者が主宰する研究所がリーマンショック1年後の2009年に全国10万人にアンケートを行ったところ、男女年齢を問わず30%もの人が「田舎に行って働きたい」と答えた。どうも時代が変わったようである。85%もの人がサラリーマンである社会は、却って不安定となりはじめた。“都会での雇用よりも田舎での生業づくり”の自立志向が増えている³。



これを具体化するため、内閣府の地域社会雇用創造事業および復興支援型同事業をその後3年間にわたって支援し、合計45回のビジネスコンペを全国ならびに被災地で行った結果、合計200人の6次産業関連の起業家を認定することができた。これによって分かったことは、地方において女性の起業家が多数いることである。起業認定者の4割近くが女性の起業家であり、熱意と迫力は男性陣を圧倒するものがあった⁴。

このような地方における6次産業を中心とした起業に対する盛り上がりをつえ、具体的に起業を促し、それを担う女性の移住者を増やすために、恒常的な起業支援の仕組みを用意すべきである。

2) 起業誘致条例の制定

(1) 企業誘致条例の起業家向けへの改革

政府は開業率10%を目標として、地域創業支援事業や6次産業化ファンドを形成し支援を開始した。また、地方独自にさまざまな起業支援が行われるようになった。しかし、これらは地方での開業が特別に意識されていない、対象者が限定されている、大規模投資を対象としている、予算規模が少なすぎて活用に制限があるなど、地方で女性が起業するには十分とはいえない側面が多い。

そのため、地方での創業環境の改革が必要となっている。そのひとつの方法が、全

国自治体が持っている企業誘致条例を、起業家に適用できる仕組みにすべきと考える。あるいは、別途、起業誘致条例とでもいうべきものを設置すべきである。

企業誘致条例は、工場の誘致によって地域に税金が落ち、雇用者が生まれて納税も増えるので、誘致企業に対する補助が競って行われてきた。固定資産税の減免をはじめ、地方自治体独自のさまざまな上乗せ補助が盛んに行われている。これらはいずれも、最低規模の制約がある。

この企業誘致条例を、“起業”誘致条例に組み替えて実行することを提案する。個人での起業にも補助を出すのである。原理は企業誘致条例と同じで、個人の起業であっても、いずれ地域に事業と雇用が生まれ税金が落ちる。

筆者が事例的に検討したところ、企業誘致条例では誘致した企業の従業員1人当たり500万円の補助が出ているので、起業誘致条例の対象者にはこれに準ずる補助がでもおかしくない。加えて、起業予備軍を増やすために起業研修に対する求職者支援制度の適用、新規雇用者に対する雇用調整助成金の適用などを検討すべきである。

この起業誘致条例の適用の対象は、地域外からの移住者による起業はもとより地元からの起業に適用されてよい。その4割は女性起業家が占め、女性の雇用も生まれる。

(2) 企業立地促進法に準ずる制度的裏付け支援

この起業誘致条例を具体化するため、政府が行うべきことは2つある。

ひとつは、政府による制度的裏付けの実施である。なかでも最も重要なことは、現在の企業誘致条例にみられるように、起業誘致条例にも政府の制度的支援策を用意することである。企業誘致条例では、固定資産税の減免は企業立地促進法によって減収分が地方交付税で補てんされることになっている。こうした国の制度的裏付けが、全国に企業誘致条例の設置を促進させている。個人的な起業誘致条例にも、企業立地促進法のような国の制度的裏付けを検討すべきである。

さらに付け加えておこなうならば、起業誘致条例による起業家には、当分、税の捕捉を行わないことを検討したらどうか。どこの国でも、どの時代であっても、経済が混とんとしていながら、そこから湧き上がるように企業が雨後のタケノコのように叢生するのは、決まってアンダーグラウンド経済があるからである。今般の地方の再生は、そこまでの覚悟がないとできないかもしれないのである。

さらに、政府が検討している「地方の特産品の販売強化支援」は、起業後の商品販売の支援として活用できるよう設計するべきである。これまで支援してきた起業家は、マーケティングが不十分なため計画的な売上をなかなか計上できない人が多い。これを試作品段階からテストマーケティングの支援を行い、商品開発の強化へと結びつける環境を整備すべきである。

(3) 独禁法適用除外解除などによる事業環境創造

いまひとつは、規制の強化や緩和によって起業の参入障壁を下げることである。その最大のものは、規制の強化、独禁法適用除外の解除によって地方での起業の事業機会の拡大に努める必要がある。

地方での起業の主流となる6次産業は、農業、農産物加工業、農産品流通業などを

指すが、より広くは農家民宿、レストラン、体験農業などの新しい観光業、住む場所を提供する空き家事業、農村活性化のための IT 事業、2 次交通などのコミュニティ事業など多彩な側面があり、地方での起業が待たれている。その事業環境を拡大すべきである。

農産品流通業でいえば、農協の独禁法適用除外の解除がある。かつてソ連が崩壊しロシアになって間もないころ、農産物や工業製品の流通を一手に統括していたソ連時代のゴススナブという組織が、ある日、忽然と消滅してしまった。その後、マフィアと呼ばれる個人の販売流通業者が跋扈し、統計上は現れにくかったものの、経済が俄然活況を呈した。わが国では農協経由の出荷額が 5 割を割ったとはいえ、その影響は依然として大きい。政府が農協改革などに乗り出したが、起業の事業機会を増やすため、農業などの既存組織に対する独禁法適用除外の解消など含め検討する必要がある。

また、空き家事業でいえば、宅建業法で仲介料率が一律に縛られている状況を解除する必要がある。地方での空き家取引では、売買にせよ賃貸にせよその取引価格が都会より格段に低いため不動産業が仲介するインセンティブが生まれず、結果として民間の知恵が空き家の活用に生かせない状況が続いている。一律の仲介料という独禁法適用除外を解除し、地方では仲介料率を若干でも上げられる環境を用意して空き家の市場化を推進すべきである。

さらに、観光事業では、すでに 6 割の人が「旅行先で農業をしたい」としているにもかかわらず、地方の観光協会がこれに対応できずにいるのもおかしなものである。農家や農家民宿、農家レストランなどが参加できる新しい強化づくりが必要だ。

一方、規制緩和では、かつて食品衛生法の面積基準や調理施設の規制緩和を行い、これによって多くの農家民宿や農家レストランが生まれたことになり、各種規制について、可能な限り起業を促すという観点から見直すべきである。

3) 女性の登用は「社長」でもいい

グラミン銀行総裁であったムハメド・ユヌス曰く、「これまでの経済学的な考え方は『企業家精神』など稀な特質だという仮定がある。(中略)しかし私に言わせれば、企業家としての能力は実際には普遍的なものである」。バングラデシュの多くの女性が、マイクロファイナンスによって貧困から脱出した。

わが国でも IPO をめざす起業ならいざ知らず、NPO タイプの起業が多い地方では、全く同じで女性起業家の宝庫である。しかも彼女らのほとんどは、仲間を伴って起業をめざしている。あたかもグラミン銀行の融資の条件である 5 人組のように、協働しお互いが絆をもって支え合う姿が、わが国のあちこちでみられるのである。

女性の活用は、何も管理職に限らない。社長でもいいのである。

地方で湧き上がるこの雰囲気、是非形にしなければ、地方はもたない。仮に起業誘致条例によって、大都市からおおよそ 20 万人、現在の地方の再生産年齢人口の 3% 分を誘引できれば、出生数を 2 割あげるために出生率は 1.76 でなく、1.71、現状より 0.24 上げることで済むのである。

提案3. ライフスタイル改革 ; 「兼業」と「二地域居住」のライフスタイル改革 ～地方移住の新たな仕組みづくり

第3は、地方での女性起業家をはじめ、多くの起業家、働き手の誘致を増やすため、その予備軍となる地方への移住の新しい仕組みを具体化することを提案する。

1) 提案の背景 ; 起業の準備期間を埋める方策としての「二地域居住」

地方での女性の起業、地元の女性であればそれによって流出が防げる。加えて、地域外からの移住によって起業する人を増やしたい。しかし、先に述べた2009年8月の10万人アンケートによれば、すでに移住しているのは3.7%、二地域居住しているのは1.1%、合計4.8%であり、決して多いとはいえない。地方の再生産人口を増やすために、この数を増やしたい。

これまで多くの起業家をみてきた経験によれば、落下傘のようにいきなり地域に移住し、すぐに起業することは至難の業のようである。起業するには地元の協力を必要とするからで、すでに述べたように、起業したほとんどの女性は、多くの場合、応援隊がついている。起業家を中心に相互に支え合う構図がある。

このような地元の支援を得るためには、移住して数年はかかるとみられる。この起業の“発起”と実際の“起業”との間のアイドルタイムを埋めるものとして、「二地域居住」というライフスタイルを推進してみたらどうだろう。

「二地域居住」とは、大都市に住みながら、時間がある時に田舎住まいをするやり方である。この考え方は、2008年に閣議決定された国土形成計画においてすでに示されているが、国は本腰でこれを実施してこなかった。

この二地域居住に、いまこそ本腰を入れて取り組むべきであるというのが提案の主旨である。いきなりの移住では、起業まで数年間食うのに困るアイドルタイムが生ずる。これを、当面の生活の糧は大都市で得て、起業したい地域に二地域居住をすることによって地元との協力関係を作る。そのようにして、いずれ軸足を移すのである。

2) 「兼業」と「二地域居住・移住促進」の総合政策の展開

(1) 兼業と二地域居住ライフスタイルへの改革

今般、経済産業省は、会社員が職に就いたまま起業を準備できるよう「兼業・副業」のガイドラインを年内にも作る。「兼業」とは、会社への貢献を例えば7割にしてその分給料を下げる。残りの3割は起業の準備、ボランティア活動、子育て・介護などに使う仕組みである。3割兼業である。兼業の3割に重心が移るのなら独立してもいいし、あるいは元の会社に籍を残しそのまま“2足のわらじ”を履いていてもいいのである。

この兼業の仕組みと連動して二地域居住を推進し、田舎での起業の準備を後押しするのである。兼業では、曜日単位や週単位、月単位の休日が取れる仕組みの導入がありうるので、この時間を利用して将来起業したい地域での二地域居住を開始する。

これを後押しするため、二地域居住・移住促進の総合政策を立案し実行すべきである。場合によっては、二地域居住促進法の制定も視野に入れる。10万人アンケートでは、移住・二地域居住を実践しているのは4.8%であるが、今後、移住・定住したい

人が6%、二地域居住したい人が13%存在することがわかっている。ライフスタイル改革によってこうした人々の潜在意欲に火をつけ、兼業という機会を捉えて二地域居住によって田舎での起業家を陸続と生むことを通して、地方が失い続けてきた2割にも上る再生力を復活させるのである。

(2) 社会的風土づくりと「第2住民票」の導入

政府は是非、「兼業」の社会づくりに、まず邁進して欲しい。この「兼業」は地方再生にとって、重要な鍵を握る戦略である。企業の兼業禁止規定を含む就業規則変更、経済団体への働きかけなどを行い、「兼業」のライフスタイルが定着することが期待される。先行して兼業を実施した企業の例では、奥方の反対に会い兼業実施者が少なかった。兼業にとっての敵は、本能寺にありだ⁵。だから、みんなが渡れば怖くない戦略的補完性をいち早く作ることが求められる。

兼業と一対となって動くのが、二地域居住である⁶。

二地域居住・移住促進の総合政策で政府がやるべきことは、まず風土づくりを是非行ってほしい。これまでの田舎暮らしでは、中高年を中心とした“悠々自適生活”がフィーチャーされていたが、リーマンショック以降、若者が“田舎で働く”ことが中心となった。二地域居住・移住を取り巻く“悠々自適生活”の古いパラダイムを払拭し、“田舎で働く”風景が当たり前のこととなるようなライフスタイルの風土づくりが、まず欠かせない。これに関連して総務省の「地域おこし協力隊」、農水省の「田舎で働き隊」などの立派な事業が行われているが、こうした事業が二地域居住・移住促進の総合政策のなかで大規模に展開されることが必要と思われる。

また、企業などへの働きかけは不可欠である。兼業を採用する民間企業に二地域居住のアピールを行うとともに、企業自らが人事制度や新規事業の一環として農業回帰⁷をすることを促す。また、大学への働きかけ、シルバー人材センターへの働きかけ⁸などを行って、個人ではなく組織が“援農”など地方回帰ができる社会的仕組みを用意することも視野に入れるべきだろう。

実際に二地域居住を行う人々のインセンティブを高めるため、交通費の割引、住まう場所の家賃補助、加えて起業研修のための求職者支援制度の適用などが検討されてよい。その際、「第2住民票」の導入を検討したらどうか。上記のような割引や補助を行う場合に、二地域居住を行っている証明となるものであり、ひいては、これによって大都市と二地域居住先との間で住民税を配分するのである。「第2住民票」にもとづいて交通費の介護割引にも似た仕組みを導入し、さらに住宅補助も行う。さらにバーチャルな住民税の移転の仕組みであるふるさと納税を一步進めて、二地域居住地間でリアルな住民税の移転を行うのである。

(3) 空き家の市場化と担当部署の設置

一方、地方は、二地域居住の受け皿の整備を急ぐ必要がある。これまで多くの自治体が、移住者や二地域居住者を受入れてきたので、ある程度その環境は整っているが、2つの点を急ぐ必要がある。

ひとつは、住む場の確保である。地方への移住や二地域居住を希望する人が田舎に

行っても住む場が見つからないため、断念するケースが増えている。2008年に全国の空き家は755万戸に達した。そのうち、地方には健全な一戸建て空き家は120万戸ある。しかし問題は、売買や賃貸の対象になるのが数%に過ぎないことだ。これでは、政府がいくら二地域居住を推進しても住む場の受け皿がない。

したがって、地方は、とくに賃貸用の空き家の確保を急ぐ必要がある。地元不動産業界の協力を得ながら、まず、市外所有者の空き家が朽ちることがないように、ふるさと納税を使った空き家管理の仕組みを作る。加えて、空き家の所有者が賃貸に出しやすいように空き家中間管理機構を作り、借り手にサブリースする体制を整える⁹。提案1で示した「逸失した子育て数の評価」による地方交付税を財源として、空き家の市場化を早急に検討すべきである。

いまひとつは、こうした問題を取り扱う自治体の部署の格上げを行うべきであろう。これまで、多くの自治体では移住や交流を行う部署は、あまり重要視されてこなかった印象がある。単純に言えば、企業誘致のように羽振りがよくないのである。しかし、これからは、“人の誘致”の時代である。人口減少という自治体にとっての生命線を担う部署になるのである。これから、減少した子ども数を奪還するために、再生産人口をあらゆる手だてで増やしていく役割を担う予算と人員が配置されるよう希望するものである。

3) ようやく二地域居住社会が始まる

いまから40数年前の1967年、日本経済研究センター主催で「21世紀の世界について」と題する国際会議が東京で行われた。錚々たるメンバーが各国から出席し、日本は「21世紀の日本～1万日間の選択」を発表した。この中の「都市の未来像」について言及している部分で、<機能住宅と1世帯2住宅>が述べられている。

「高層ビル上層部の住宅と住宅団地の住宅がこの時代の主要な住宅となろう。(中略) こうした機能住宅に住む人は、地方の自然の中にもう一軒の住宅を持って1世帯2住宅方式をとるようになり・・・」

そうして、その20年後の1987年に成立した第4次全国総合開発計画では、「都市居住者の農山漁村における新たな住まい方や広域的交流を前提とした退職職者、創作活動家等の農山漁村での居住—マルチハビテーション—に対応する住宅の整備を促進する」として、ようやく二地域居住が具体化しかけた。だが、その後成立したリゾート法に象徴されるように、マルチハビテーションは妙に歪められた形になって沙汰やみになった。

それから20年後の2008年に策定された国土形成計画で二地域居住が示されているものの、本腰でこれを実施した形跡がみられないことはすでに述べたとおりである。

しかし、いま、二地域居住についての先人の知恵や見通しは、ここにきて実現しようとしている。ただし、“悠々自適”や“リゾート”ではなく、“3割兼業”を具体化する場として。

都市住民の10%が移住や二地域居住を行うようになれば、住まう場、移動、生活などで、8兆円におよぶ「ふるさと回帰市場」¹⁰生まれることになる。

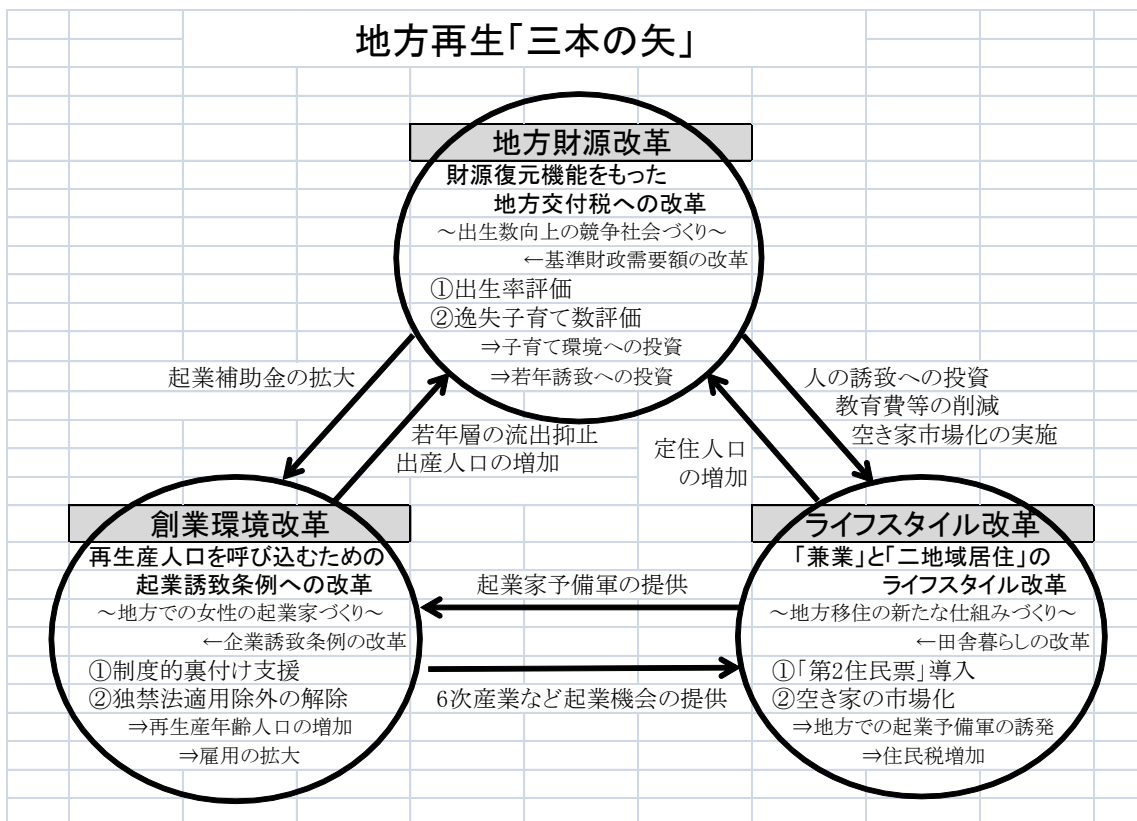
3. 地方の再生産力の復活に向けて

1) 地方再生「三本の矢」

一流大学を卒業した若者が、廃村寸前の村に入り込んで共同体を興しはじめる。大学卒業した若い女性が銃刀法の許可を得て、マタギとレストラン関連事業をはじめ。東日本大震災のボランティア支援をしていた若者がそのまま居ついて、地域事業をはじめ。こういった例は枚挙にいとまない。こうした事例を増やすために、提案3で示した「兼業と二地域居住のライフスタイル改革」が重要となる。

しかし、若いうちは村全体で保育をしてくれるので、子どもを生みやすい。問題は、子どもが成長して上の学校に行き始める頃になると、親は学資を稼ぐために都会に戻ってしまうケースが多いことだ。ここから示唆されることは、提案1の「復元力のバネとして地方交付税の再設計」によって、地方が独自に学費の無償化など子育ての政策が打てる体制をもつことが必要なことである。また一方、農業だけでは稼げないため、提案2の「再生産人口を呼び込むための起業誘致条例の設計」などによって、より付加価値の高い6次産業の起業に移住者を誘導することが必要となる。

このように、3つの提案が「地方再生・三本の矢」として一体となってはじめて地方再生が可能になる。



安倍首相はメキシコのアステカ遺跡で、「デフレ脱却と地方再生」を願った。地方再生はまったなしである。2000年初頭に郵政民営化とITで世の中が沸き立ったときに、地方の人々は「それは所詮、東京だけの話でしょ」とにべもなかったが、それから10年が経過してしまった。今般、金融、財政、成長戦略の三本の矢でデフレの脱却と経済成長を行うアベノミクスは、順調な経過をたどっているが、これが東京だ

けに効用が止まってはならない。

だから、「地方再生・三本の矢」の実施を急ぐべきである。

2) 総力戦

実施にあたっては、総力戦で臨んで欲しい。ここで提案したことにとどまらず、地域再生策を決定し実施するにあたっては、次の観点で臨むべきである。

①本提案を含め、あらゆる策の可能性を検討すべきである。その検討に際しては、「その策ができない理由を探すな、その策を実行するにはどうしたらいいかを考える」、という姿勢で臨んで欲しい。

②「再生策の小出し逐次投入はやめよ。思い切った決断と大規模すみやかな実行が地方復権に効果をもたらす」、という観点で臨んでほしい。

“都市機能の地方移転”、それは是非進めてほしい。しかし、その効用がいま地方が本当に困っていることにマッチしているか定かでないなら、視点を変えて“人の誘致・創発”にかかわる政策にチャレンジしなくてはならない。そのため、政府そのものが抱えているこれまでの地方支援策そのものにメスをいれる必要がでてくる。既存の仕組みが岩盤規制になり始めているなら、それを突破するしかない。

地方交付税制度や企業誘致条例は、すでに化石のようになりかけているところがある。21世紀にふさわしく改革されなくては、地方の存続は危うい。政府がもっとも嫌う出来あがった制度の改革である。おそらく、改革できない理由はあまた上げられるであろう。しかし、中枢都市や中心都市ではなく、消滅が予言されている地域の復活のために、なすべき手は何かを総力をあげて考えたい。

また、この提言の各所で述べたように、地方再生は一省庁のみではできない。それぞれの施策が有機的にからみあって地方再生に総合力を発揮できるのであって、省庁が施策の小出しをすれば地方再生は夢物語で終わるだろう。そうした点で、地方再生の司令塔を置くことになったことは、期待できる。

“できない理由を探すな”、“逐次投入はやめよ”という2つの点は、実は、東日本大震災の復興提言の際に政府に申し入れたことだが、しかし時の政府はこれを実行しなかった。そのため、復興がもたつてしまったのは周知のとおりである。

現政権は、この轍を踏まないでほしいと願う。

(脚注)

- 1 「財源復元機能をもった地方税財源の実現」(玉田樹 月刊「地方税」2007年7月 (財
地方財務協会)
<http://www.furusatosouken.com/F2zaigen2.pdf>
- 2 同上
- 3 「ふるさと回帰の変容～全国10万人アンケート結果」(2009年9月 (株)ふるさと総研)
http://www.furusatosouken.com/090909ju-man_anke-to.pdf
- 4 「農村の6次産業起業人材育成事業成果報告」(2012年3月 NPO ふるさと回帰支援センター)
<http://www.furusatosouken.com/120705noson6th.pdf>
- 5 「“3割兼業”のすすめ」(玉田樹 月刊「知的資産創造」2005年3月(株)野村総合研究所)
<http://www.nri.com/jp/opinion/chitekishisan/2005/pdf/cs20050305.pdf>
- 6 「兼業・兼居のすすめ」(玉田樹 著 東洋経済新報社 2006年3月)
(単行本)
- 7 「企業の農業回帰～雇用の安定をめざして」(2014年8月 (株)ふるさと総研他)
http://www.furusatosouken.com/140820nogyo_kaiki.pdf
- 8 「シルバー人材センターの『銀の卵プロジェクト』構想」(2009年1月 NR I 社会情
報システム(株) (株)ふるさと総研)
<http://www.furusatosouken.com/090121silveregg.pdf>
- 9 「地方の空き家の活用に向けて」(2014年9月 (株)ふるさと総研)
http://www.furusatosouken.com/140902akiya_activate.pdf
- 10 「ふるさと回帰花びら型産業(二地域居住の普及率と市場規模)」(平成19年度 地
域への人の誘致・移動による市場創出の可能性及び方策に関する調査 国土交通
省委託調査) (2008年3月 (株)ふるさと総研)
<http://www.furusatosouken.com/080424nichiiki.pdf>

=====

NPO 日本シンクタンク・アカデミー 理事

玉田 樹 Tamada, tatsuru

(連絡先)

(株)ふるさと回帰総合政策研究所 (ふるさと総研)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 6F

携帯電話 090-4674-5755

E-Mail t-tamada00@nifty.com;

URL <http://www.furusatosouken.com/>

=====